

退職後も暫定再任用を希望されるみなさんへ（令和6年度暫定再任用）

1 暫定再任用制度の対象者

- (1) 令和5年4月1日前に退職した者で、鳥取県公立学校教職員を25年以上勤続して退職した者のうち、昭和34年4月2日から昭和39年4月1日までに生まれた者で、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (2) 1年間継続して勤務することができる者

※既退職者で上記の要件を満たす方は、鳥取県公立学校教職員暫定再任用選考審査に申し込むことができます。

2 既退職者の再任用（暫定再任用）の対象及び申込期限（令和6年度再任用）

生年月日	退職年度	申込期限
昭和34年4月2日～ 昭和39年4月1日生	平成30年度末～令和5年度	令和5年11月13日（月）

暫定再任用選考審査の申込に必要な書類（「令和6年度鳥取県公立学校教職員暫定再任用選考審査申込書」（様式2））は、下記まで請求してください。なお、郵送で請求する場合は、封筒の表面に「暫定再任用選考審査申込書請求」と朱書きし、返信用封筒（長形3号（長さ23.5cm×幅12cm）の封筒に94円分の切手を貼り、宛先を明記）を必ず同封の上、請求してください。

なお、選考は従前の人事評価及び健康状況により行います。

3 参考資料

「定年引上げに関する概要説明資料」

本県ホームページ（以下URL参照）により御確認ください。

URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/222838.htm>

4 書類の請求先・提出先・問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県教育委員会事務局 教育人材開発課

①市町村（学校組合）立学校の希望者

小中学校人事担当
電話 0857-26-7939

②県立高等学校の希望者

高等学校人事担当
電話 0857-26-7539

③県立特別支援学校の希望者

特別支援学校人事担当
電話 0857-26-7514